

平成 18 年 5 月 23 日

各位

所在地 東京都港区六本木六丁目 8 番 10 号
会社名 オリコン株式会社
代表社名 代表取締役社長 小池 恒
(コード番号 4800 大証ヘラクレス市場)
問い合わせ先 執行役員企業広報部長 日高輝明
T E L 03-3405-5252 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 23 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 27 日開催予定の第 7 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 当会社に設置する機関を定めるため、変更案第 4 条(機関)を新設するものであります。
- (2) 株券を発行する旨を定めるため、変更案第 7 条(株券の発行)を新設するものであります。
- (3) 株主総会参考書類等をインターネットを利用して株主に提供できるよう、変更案第 13 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (4) 必要が生じた場合に書面又は電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、変更案第 25 条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
- (5) 取締役及び監査役が職務遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、変更案 29 条(取締役の責任免除)第 1 項及び変更案第 39 条(監査役の責任免除)第 1 項を新設するものであります。また、社外監査役として有用な人材の招聘を容易にするため、変更案第 39 条(監査役の責任免除)第 2 項を新設するものであります。なお、変更案第 29 条第 1 項の新設につきましては、監査役会全員一致による同意を得ております。
- (6) 会計監査人が取締役会等と同様に機関として位置付けられたため、会計監査人の章を新設し、変更案第 40 条(選任)、変更案第 41 条(任期)及び変更案第 42 条(報酬等)を新設するものであります。
- (7) 剰余金の配当等を取締役会の権限とするため変更案第 45 条(剰余金の配当等の決定機関)を新設するものであります。
- (8) 上記の他、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正及び移設など、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 27 日(火曜日)
定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 27 日(火曜日)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(商号)	(商号)
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 (条文省略)	第2条 (現行どおり)
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
(新設)	(機関)
	第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u>
	<u>(1) 取締役会</u>
	<u>(2) 監査役</u>
	<u>(3) 監査役会</u>
	<u>(4) 会計監査人</u>
(公告の方法)	(公告方法)
第4条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
<u>(発行する株式の総数)</u>	<u>(発行可能株式総数)</u>
第5条 <u>当社の発行する株式の総数は、</u>	第6条 <u>当社の発行可能株式総数は、628,452</u>
628,452株とする。	株とする。
<u>(自己株式の取得)</u>	(削除)
第6条 <u>当社は、商法第211条ノ3第1項第2</u>	
<u>号の規定により、取締役会の決議をもって</u>	
<u>自己株式を買受けることができる。</u>	
(新設)	(株券の発行)
(名義書換代理人)	第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u>
第7条 <u>当社は、株式及び端株につき名義書</u>	<u>(株主名簿管理人)</u>
<u>換代理人を置く。</u>	第8条 <u>当社は、株主名簿管理人を置く。</u>
2. <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、</u>	2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所</u>
<u>取締役会の決議によって選定する。</u>	<u>は、取締役会の決議によって定め、これを</u>
3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。</u>	<u>を公告する。</u>
<u>以下同じ。)及び端株原簿並びに株券喪失</u>	3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。</u>
<u>登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場</u>	<u>以下同じ。)、株券喪失登録簿及び新株予</u>
<u>所に備え置き、株式の名義書換、実質株</u>	<u>約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱</u>
<u>主名簿への記載又は記録、実質株主通知</u>	<u>場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登</u>
<u>の受理、株券の交付及び端株の買取りそ</u>	<u>録簿及び新株予約権原簿への記載又は</u>
<u>他株式及び端株に関する事務は名義書</u>	<u>記録、その他株式及び新株予約権に関す</u>
<u>換代理人に取り扱わせ、当社において</u>	<u>る事務は株主名簿管理人に委託し、当会</u>
<u>はこれを取り扱わない。</u>	<u>社においてはこれを取り扱わない。</u>

現行定款	変更案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 当社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主名簿への記載又は記録、実質株主通知の受理、株券の交付及び端株の買取りその他株式及び端株に関する請求、届出の手續及び手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項その他本定款に定めがある場合の他、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を定めることができる。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社が発行する株券の種類並びに株主名簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録、その他株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>第3章 株主総会</p> <p>(招集時期)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集時期)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</p>
<p>(招集者及び議長)</p> <p>第11条 株主総会は、社長が招集し、議長となる。</p> <p>2. 社長に事故があるときには、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項その他本定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して基準日を定めることができる。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときには、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2. 商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに会社に提出するものとする。</p> <p>(議事録)</p> <p>第14条 株主総会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>2. 株主総会の議事録は、その原本を10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。</p> <p>第4章 取締役、取締役会及び代表取締役 (取締役の員数)</p> <p>第15条 (条文の記載省略) (取締役の選任の方法)</p> <p>第16条 当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略) (取締役の任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項の規定による決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録する。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第4章 取締役、取締役会及び代表取締役 (取締役の員数)</p> <p>第17条 (現行どおり) (取締役の選任の方法)</p> <p>第18条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2. (現行どおり) (取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>2. <u>任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</u></p> <p>(取締役会の招集及び議長) 第18条 取締役会は、社長が招集し、議長となる。</p> <p>2. 社長に事故がある時は、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会の招集手続) 第19条 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(代表取締役) 第20条 取締役会の決議をもって、<u>取締役の中から、会社を代表する取締役を定める。</u></p> <p>(役付取締役) 第21条 取締役会の決議をもって、<u>取締役の中から、社長1名を選任し、必要に応じて会長1名を選任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議) 第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第23条 取締役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、議長並びに出席取締役及び出席監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>2. 取締役会の議事録は、その原本を10年間本店に備え置く。</p> <p>(取締役会規則) 第24条 (条文省略)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第20条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集手続) 第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(代表取締役) 第22条 当社は、<u>取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</u></p> <p>(役付取締役) 第23条 当社は、<u>取締役会の決議によって、取締役の中から、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議) 第24条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決する。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略) 第25条 当社は、<u>取締役会の決議事項について取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は<u>議事録に記載又は記録し、出席取締役及び出席監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p>2. (削 除)</p> <p>(取締役会規則) 第27条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(報酬) 第25条 取締役の報酬は、株主総会の決議をも って定める。</p>	<p>(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行 の対価として当会社から受ける財産上 の利益 (以下「報酬等」という。) は、 株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(社外取締役の責任限定契約) 第26条 当会社は、商法第266条第19項の規定に より、社外取締役との間に、同条第1項 第5号の行為による賠償責任を限定する 契約を締結することができる。ただし、 当該契約に基づく賠償責任の限度額は、 50万円以上であらかじめ定めた金額又は 法令が規定する額のいずれか高い額とす る。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定 により、取締役との間に、同法第423条 第1項の損害賠償責任を、法令の限度に おいて、取締役会の決議によって免除す ることができる。 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定 により、社外取締役との間に、同法第423 条第1項の損害賠償責任を限定する契 約を締結することができる。ただし、当 該契約に基づく賠償責任の限度額は、50 万円以上であらかじめ定めた金額又は 法令が規定する額のいずれか高い額と する。</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会</p>
<p>(監査役の員数)</p>	<p>(監査役の員数)</p>
<p>第27条 (条文省略)</p>	<p>第30条 (現行どおり)</p>
<p>(常勤監査役)</p>	<p>(常勤監査役)</p>
<p>第28条 監査役は、互選により常勤の監査役を 1名以上置かなければならない。</p>	<p>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の 監査役を選定する。</p>
<p>(監査役の選任の方法)</p>	<p>(監査役の選任の方法)</p>
<p>第29条 当会社の監査役は、株主総会において 総株主の議決権の3分の1以上を有する 株主が出席し、その議決権の過半数の決 議によって選任する。</p>	<p>第32条 当会社の監査役は、株主総会において 議決権を行使することができる株主の 議決権の3分の1以上を有する株主が 出席し、その議決権の過半数の決議をも って選任する。</p>
<p>(監査役の任期)</p>	<p>(監査役の任期)</p>
<p>第30条 監査役の任期は、就任後4年内の最終 の決算期に関する定時株主総会の終結の 時までとする。</p>	<p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関 する定時株主総会の終結の時までとす る。</p>
<p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠とし て選任された監査役の任期は、前任者の 任期の残存期間と同一とする。</p>	<p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠とし て選任された監査役の任期は、退任した 監査役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(監査役会の招集手続)</p>	<p>(監査役会の招集手続)</p>
<p>第31条 (条文省略)</p>	<p>第34条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役会の決議方法)</p>	<p>(監査役会の決議方法)</p>
<p>第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定め のある場合を除き、監査役の過半数で行 う。</p>	<p>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定め のある場合を除き、監査役の過半数をも って行う。</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会の議事録) 第33条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>(監査役会規則) 第34条 (条文省略) (監査役の報酬) 第35条 監査役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>(監査役会の議事録) 第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>(監査役会規則) 第37条 (現行どおり) (監査役の報酬等) 第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査役の責任免除) 第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、50万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第6章 会計監査人 (会計監査人の選任)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(会計監査人の任期)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第7章 執行役員</p>
<p>第6章 執行役員 (執行役員)</p>	<p>(執行役員)</p>
<p>第36条 当社は、取締役会の決議により、執行役員を置き、当社の業務執行を委ねることができる。</p> <p>2. 執行役員に関する事項は、法令又は定款に別段の定めのある他、取締役会において定める執行役員規程による。</p>	<p>第43条 当社は、取締役会の決議によって、執行役員を置き、当社の業務執行を委ねることができる。</p> <p>2. 執行役員に関する事項は、法令又は定款に別段の定めのあるものの他、取締役会において定める執行役員規程による。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><u>第7章 計 算</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(営業年度及び決算期)</u></p> <p>第37条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、各営業年度の<u>末日を決算期とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(利益配当)</u></p> <p>第38条 <u>利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び毎決算期の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対して支払う。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(中間配当)</u></p> <p>第39条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、<u>商法第293条ノ5に定める金銭の分配（以下「中間配当」という。）</u>をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;"><u>(除斥期間)</u></p> <p>第40条 <u>利益配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第8章 計 算</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(事業年度)</u></p> <p>第44条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの<u>1年</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p style="text-align: center;"><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第45条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、<u>法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p>第46条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p style="text-align: center;">2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p style="text-align: center;">3. <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(除斥期間)</u></p> <p>第47条 <u>配当財産が金銭である場合、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</u></p>